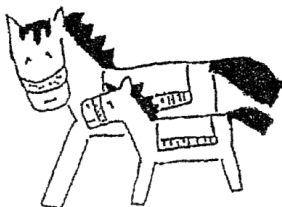


♪
お馬のかあさん
やさしいかあさん
子馬をみながら
ぽっくりぽっくり
あるく

おうまのおやこ

子育ても
あせらず待ちましょ
ポックリ、ポックリと



22年 11月 NO. 192

(厚生労働省・高松市委託事業)

〒 760-0044 香川県高松市御坊町2-2
高松保育園内地域子育て支援センター
TEL:087-821-9347 FAX:087-851-0857
<http://www4.ocn.ne.jp/~kouma/>

～どなたでも～ 11月の主な活動 ～お気軽にどうぞ～

| | | | |
|---------|---|--------------------------|-------------------------------------|
| 11月 6日 | 土 | 実用書き講座 14:00～16:00 | 練習していると字の形がちがって きたことを実感します。 |
| 11月 12日 | 金 | おはなしの会 10:00～11:30 | 当園のこどもたちも楽しみに している会にどうぞ。 |
| 11月 13日 | 土 | 体験保育 10:00～12:00 | 同じ年齢のクラスに入って いっしょに遊びましょう。 |
| 11月 13日 | 土 | ヨガで身も心も軽く 14:30～16:00 | 体のゆがみをなおし、内蔵の マッサージなどしてみませんか？ |
| 11月 24日 | 水 | 香川みすゞさんの会 14:00～16:00 | スクールカウンセラーである竹田 美保子さんとフリートークします。 |
| 11月 26日 | 金 | 健康・育児相談 11:00～12:00 | 小児科園医師にゆっくり 相談できます。(予約要) |
| 11月 27日 | 土 | 体験保育 10:00～12:00 | 出産予定の方も育児体験に おいでください。 |
| 11月 27日 | 土 | ヨガで身も心も軽く 14:30～16:00 | ヨガをすると、寒い時には体の 内部から暖かくなります。 |

・毎火曜日 園庭開放(13時～16時)
・上記の活動日以外は13時～18時まで地域開放します
ので、親子でご来園下さい。
(但し、月・日曜・祭日は休み)

育児相談(月～土) 9:00～18:00
しつけや子育てについての悩み、
保育園生活、入園・見学について
の相談もどうぞ。

金子みすゞ
童話全集5
さみしい王女・上より

お夢も持ったのにはお土産は、
誰のくつは帰れない。
ねんねの汽車が知るばかり。

みんなのお窓に見て過ぎて、
おめざの駅へ汽車は着く。

月は明るく、雲は紅に、
硝子の塔のてっぺんに、
ちらりと白い星も出る。

汽車の通るは夢のくに、
なんきん玉の地の上の、
赤い線路をひた走り。

ねんねの寝る子は汽車に乗る、
ねんねの寝る子は汽車に乗る、
ねんねの寝る子は汽車に乗る、



保護者の本音を聴いてくださ～い！

— 保育時間をどう考えますか —

保育園を考える親の会・編

○ある公立保育園の保育時間

もう10年以上も前のことですが、ある自治体の公立保育園の保育時間の話に驚いたことがありました。

☆ 2歳児クラスに年度途中で、はじめてのお子さんを入園させた求職中のお母さんの話。「9時から17時が保育時間ですから、その時間で送迎できるお仕事を探してください」と園長にいわれ、仕事探しに苦労したそうです。

☆ 延長保育がなく18時までの保育とされていた園では、5分前になると子どもに荷物を持たせて、保育士さんと門の前で待っていた。冬場などは、その姿に親が悲しくなった。

「18時というのは、保育時間ではなく、閉所時間なのかが問題になった。」

○保育時間の解釈をめぐって

上記のようなことは公立園にありがちなこと、しかも昔話かと思っていいたら、保育園を考える親の会の「会員メーリングリスト」に、ある民営化されたばかりの保育園の保護者からの相談がありました。それは、園から突然「保育時間は、勤務時間プラス通勤時間である」との通知が配られ、その解釈をめぐって、保護者の不安が高まり、保護者会として質問書を出すことになったという内容でした。

そのご相談を受けて、「会員メーリングリスト」では情報交換、意見交換が行われました。

以下は、保育園を考える親の会「会員メーリングリスト」よりの抜粋です。

・例えば、標準的な勤務時間を定められていても、「早出」「残業」「出張」「現地の直行・直帰」「勤務時間の繰り下げ・繰り上げ」など、勤務時間、通勤時間がその日により変動する場合は、保育時間は固定ではなく、その都度変動するものと考えてよろしいでしょうか。

・私の子の園（公立）でも、保育士によって、保護者の平日の休業日の保育について見解がばらばらで、所長・次長は「原則可」としているのに、「絶対に不可」として、登園した親子を追い返す保育士がいたものでした。

市の保育課に対して照会し、回答を求めたところ、「社会通念上一般常識の範囲内で、平日の休業日についても保育を受けることができる」という回答をもらいました。

・親の働き方を基準にするからややこしくなってしまうのでは。

園に行ったり行かなかったりということ、生活リズムが一定しないことが本当に子どもの利益にかなうことなのかという基準で考えてみる。預ける側としても、「休業日」で家にいるのに遅くまで預けていることが子どもの利益になるのか自問自答してもらおう。すると、どういう形がベストなのか、おのずと答えが出てくるように思うのですが。

結局、前記の相談者の保護者会では、自主的にQ&A形式で保護者会としての12項目ガイドラインを作成し、自治体と園に確認をしたうえで、全保護者に配布しました。その一部をご紹介します（根拠法令の引用は略します）。

○保護者会としての12項目のガイドライン

Q1…子どもを保育園に預ける保育時間は、誰がどのようにして決めるのでしょうか？

A1…法令では、保育時間は、保育園の「開園時間」とは別個に、保育所長（園長）が子どもごとに決めることになっています。

園長が、保育時間を決めるにあたっての条件は、次のように定められています。

- ①1日につき8時間を原則とする。
- ②保護者の労働時間を考慮する。
- ③その他、家庭の状況等を考慮する。

園長から個々の保護者に、保育時間のメモが配られ、「勤務時間+通勤時間+15分」で記入されていますが、個々の「家庭の状況など」については、保育時間の決定にあたって十分に考慮してもらえるように、各保護者から園に知らせて相談するようにしてください。



Q2…保育時間を定める必要は、どこにあるのでしょうか？

A2…まず第一に、子どもの養育・教育についての第一義的な責任は保護者にあり、とくに乳幼児期は、可能な限り親子がともに過ごす時間をもつのが好ましいからです。

したがって、園長と保護者が面談等を通じて相互理解に立って、保育時間の目安を設けることが必要です。

Q3…保護者の労働時間を考慮するということですが、労働時間が日々変わる場合はどうするのでしょうか？

A3…保育園に届け出た労働時間が変わる場合、その日の保育時間は労働時間の変化に応じて変わることは当然です。

しかし、保育園側はそのことはわかりませんので、保護者は前日までに始終業時刻の変化を保育園（園長もしくは担任）に伝えておく必要があります。

園側は、保護者から届出のあった労働時間の変動に応じた保育時間を整えることとなります。

Q11…平日の「休業日」には、子どもを預かってもらえるのでしょうか？

A11…園では平日の「休業日」であっても、朝9時～午後5時までの8時間は、保育を行ってもらえることになっています。

とくに3歳以上児の場合、保育園は幼児教育の場でもあり、集団生活のリズムの中での育ちの場という側面も、乳児期に増して強くなります。そのため、子どもにとって何が最善の利益かなどに十分配慮して、その日は家庭保育を行うか、保育所に預けるかの判断を行いましょう。

これはあくまでも一例ですが、園と保護者が連絡を取り合い、子どものためにどうあるべきかを考えながら決めるという姿勢は、共通するものではないでしょうか。「保育時間」は「保育内容」そのものではなく、「入り口」のようなものかもしれません。その「入り口」でトラブルや不信感が発生してしまうとしたら、それはとても残念なことです。ここにあるような保護者の声やガイドラインが、参考になれば幸いです。

（全国私立保育園連盟発行「保育通信」より）

